

回 覧

台風15号・台風19号及び豪雨災害被災者の方を対象とした説明会の実施について

台風15号・台風19号及び豪雨災害で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

災害による建物等の損害があった場合には、令和元年分所得税の確定申告で、一定の軽減措置が適用されるケースがあり、還付申告等所定の手続きが必要となります。

以下のとおり、千葉県税理士会茂原支部主催で無料税務相談会が開催されますので、是非ご利用ください。

1 個別相談会の日程等（千葉県税理士会茂原支部と茂原税務署共催分）

日程	会場名	所在地	開催時間
令和2年 1月27日（月）	茂原税務署2階	茂原市高師台1丁目5-1 茂原地方合同庁舎	10:00～16:00 15:30まで受付
令和2年 2月23日（日）	茂原アスモ1階	茂原市高師1735	10:30～16:00 15:30まで受付

※ 追加の開催が決まった場合、追ってご連絡いたします。

※ 税務署での相談を希望される場合は、2月6日（木）の申告書作成会場等の開設後にお越しください。

2 お持ちいただきたいもの

- (1) 災害の状況がわかる書類（罹災（りさい）証明書、被災証明書及び写真等）
- (2) 被害を受けた住宅の取得年月、床面積及び自家用車の取得年月等が分かる書類
- (3) 修繕費・取壊し資料などの災害関連支出が分かる書類（領収書等）
- (4) 保険金等で補填される場合、この金額（または予定金額）が分かる書類
- (5) 源泉徴収票（サラリーマンの方）など確定申告関係書類
- (6) 振込先金融機関の口座番号のわかるもの（申告者と同一名義の口座）
- (7) 毎年申告されている方は、平成29年・30年分の申告書の控え

3 注意事項

- (1) 雑損控除は、所得金額や損害額及び受け取られた保険金額によって、雑損控除の金額が異なります。
- (2) 生活に通常必要でない資産（別荘、書画骨董、宝飾品等）の損失は、雑損控除の対象とはなりません。
- (3) 各会場とも定員に達し次第、時間前であっても相談を終了することがあります。

【問合せ先】

茂原税務署個人課税第1部門

☎0475-22-8356（ダイヤルイン）